

国民健康保険のお知らせ

医療費通知を送付

健康管理と医療機関への適切な受診の理解を一層深めて頂くため医療費通知を3月末ごろに対象者の世帯主へ郵送します。

医療費通知は、各医療機関での一カ月の医療費の総額が1万円以上で、受診した医療機関名や受診した医科（薬剤を含む）、歯科、柔道整復施術ごとの医療費等が記載されています。

対象 26年7月～12月に国民健康保険で医療機関にかかった方
＊この通知により手続きを行う必要はありません
問合せ 国保年金課 区内線2382

引越し・就職・退職の時は14日以内に届け出を

国民健康保険の加入者が引越しや就職をした時や、社会保険の加入者が退職をした時など、健康保険の種類が変わる場合には、世

町屋五丁目住宅（区民住宅）で「近居支援」を実施します

町屋五丁目住宅に居住する世帯で、子育て世帯とその親世帯が区内で近居になる場合に使用料を減額します。

期間 4月1日～30年3月31日
減額する額（月額） 2万円
対象 区民住宅の同居条件に加え、次の要件を満たす世帯

▽同居条件が子育て世帯（同居の

帯主または本人が14日以内に届け出て下さい（左表参照）。

▽国民健康保険被保険者証の交付は原則郵送となります。本人を確認出来るもの（運転免許証、パスポート、あらかわMyカード等）を持参すれば、窓口で受

国民健康保険の届け出

国保の資格に異動があった時	届け出に必要なもの	窓口
転入した時	—	区民事務所、国保年金課
職場の社会保険や国保組合をやめた証明書	職場の保険や国保組合をやめた証明書	
生活保護を受けなくなった時	生活保護廃止決定通知書	
子どもが生まれた時	保険証、母子健康手帳、印鑑	
転出する時	保険証、印鑑	区民事務所、国保年金課
他の健康保険に加入した時	国民健康保険証及び、職場の社会保険や国保組合の保険証、印鑑	
生活保護を受けた時	保険証、生活保護開始決定通知書、印鑑	
死亡した時	保険証、印鑑	
住所が変わった時	保険証（加入者全員のもの）	国保年金課
世帯主が変わった時		
世帯が合併、分離した時		
氏名が変わった時	保険証	
保険証を紛失した時	本人を確認出来るもの（運転免許証・パスポート・あらかわMyカードなど）	国保年金課
修学のため、子どもが区外に住む時	保険証、在学証明書、転入先の住民票	

＊外国籍の方は、国保年金課までお問い合わせ下さい

27年度 特別区職員 I 類採用試験

試験日
6月7日(日)

職種・採用予定数・受験資格（28年3月31日現在）

▽事務（930人程度）、土木造園（土木）（55人程度）、土木造園（造園）（10人程度）、建築（41人程度）、機械（17人程度）、電気（28人程度）：日本国籍を有する、22～27歳の方

▽福祉50人程度：国籍を問わず、22～29歳で、社会福祉士、児童指導員の資格を有する方または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方

▽衛生監視（衛生）（33人程度）、衛生監視（化学）（2人程度：日本国籍を有する、22～29歳の方）

▽衛生は食品衛生監視員及び環境衛生監視員の資格を有する方

▽保健師（60人程度）：国籍を問わず、22～39歳で、保健師の免許を有する方

申込用紙の配布 各区民事務所・図書館、区役所1階総合案内・4

▽申込者と同居または同居しようとする親族が暴力団員でない

＊外国人は、日本国に永住する資格が必要です

＊4月1日から、区内在住・在勤でない方も入居出来ます

申込み方法 区役所北庁舎2階施設管理課で配布する申込用紙に必要事項を記入し、持参

＊土・日曜日、祝日等を除く

区民住宅の使用料を改定

4月分から、区民住宅の使用料を次のとおり減額します。

対象・改定率・使用料（例）
▽町屋五丁目住宅：3・2％減額

階職員課、JOBコーナー町屋特別区人事委員会事務局任用課

申込み方法

▽インターネット：特別区人事委員会ホームページ（<http://www.tokyo23city.or.jp/sayoushiken.htm>）
▽4月17日（金）受信有効

▽郵送：〒102-0007 2千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課宛て、4月15日（水）消印有効

●9月に土木・建築新方式を実施I 類の「土木造園（土木）」、「建築」の技術系の職種は、6月7日に実施する第1次試験に加えて、9月に土木・建築新方式を実施します。民間企業志望者や試験対策に十分な時間が取れない人でも受験しやすい試験です。第1次試験は、適正検査・性格検査・専門試験を行い、受験資格は一般方式と同様です。詳細は、特別区人事委員会ホームページをご覧ください。

＊土木・建築新方式と一般方式は併願出来ません

問合せ 職員課 区内線2232

▽特別区人事委員会事務局任用課

（5210）9787

（69・91平方メートルの住戸の場合、13万円が12万5800円）

▽町屋八丁目住宅：1・7％減額（67・27平方メートルの住戸の場合、12万5700円が12万3500円）

多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）への減額期間を延長

町屋五丁目住宅で実施している使用料の減額期間を2年間延長し、30年3月31日までとします。

◇ 申込み・問合せ 施設管理課 区内線2824

金・プラチナ・ダイヤ・ヴィトンなどの質と買取

ご入用でお困りの際は金・プラチナ・ダイヤ・ヴィトン ロレックス・オメガ・シャネルのバックなどを担保に3カ月を期限にお金が借りられます。借りたお金と利息を支払えば品物はお手元に戻ります。利息を支払うことで、期限の延長もできます。

ロレックス・シャネルのバック 商品券などもお売り下さい。

※和服や毛皮などの衣類、ライター、銀（シルバー）、パールネックレスなどはお断りしております。

都電荒川線「三ノ輪橋駅」左折 徒歩2分 **日曜定休**

荒川区南千住1-32-1 ☎03-3891-1608

ながさわ 質屋 **検索**

相続について考えてみませんか

★家裁の相続調停・審判年1万5千件以上、今考えてみませんか

★**無料**出張相談好評実施中（たっぷり1時間）

ご希望の場所、日時にお伺いします（土日祭可）

たかの行政書士事務所

東京都荒川区南千住 1-55-4

お問い合わせは **電話 03-3801-0267**



五月人形選びは 吉徳大光へ

おかげさまで創業300年

初節句おめでとうございます。人形は顔がいのち。吉徳大光では、平成27年新作五月人形を、自信をもってご用意いたしました。

お買い上げ特典

当社オリジナルの めいくるみプレゼント

吉徳 荒川流通センター店

（駐車場完備）5月5日まで無休

〒116-0001 東京都荒川区町屋 6-34-1

営業時間 / 午前 9：30～午後 6：00

☎3892-0161 詳しくはwebにて

本誌持参のお客様には、ご優待をさせていただきます。

吉徳の人形 **検索**

